

**独立行政法人日本芸術文化振興会 一般事業主行動計画**  
(女性活躍推進法)

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が、平成27年8月28日に成立し、事業主に関する部分については、平成28年4月1日施行となりました。

独立行政法人日本芸術文化振興会では、女性が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備に取り組むため、次のように行動計画を策定しています。

**1. 計画期間** 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

**2. 目標と取組内容**

目標1 管理職に占める女性の割合を15%以上とする。

<対策>

- ・管理職員に対し、女性の育成に関する意識を醸成し、女性の活躍推進及び能力発揮に向けた研修を行う。
- ・管理職登用前の職員に対し、管理職を養成するための研修を行う。
- ・管理職登用前の女性職員に対し、管理職登用に関する意識調査を行い、研修の実施等必要な対策を講じる。

目標2 常勤職員の毎月の平均所定時間外勤務を15時間以内とする。

<対策>

- ・定時退勤日の周知・徹底等を進める。
- ・長時間労働の職員を把握し、管理職員に業務改善を促す。
- ・業務の合理化、所定時間外勤務縮減のための意識啓発を行い、所定時間外勤務の削減を図る。